

# 不祥事根絶に向けた教育委員会のメッセージ

## ～年度末の事務処理における不祥事防止のポイント～

### 1 年度末・年度始めに向けた個人情報の管理の徹底等について

年度末・年度始めは、次のような個人情報を含む多くの資料が作成されます。

- ・成績通知表
- ・児童生徒指導要録
- ・クラス分け資料
- ・在学証明書 など

一方で、これまで収集・保管していた大量の情報を処分する時期でもあり、個人情報の扱いに対して特に慎重な管理・対応が求められます。これまででも、個人情報について、右のような事故が発生しています。

個人情報の適正な管理について、自己点検を行い、個人情報紛失・漏洩事故を未然に防ぎましょう！

●自宅にて採点しようと答案を鞆に入れ、持ち帰ろうとしたところ、帰宅途中に居眠りしてしまい、鞆ごと紛失してしまいました。

●児童生徒の試験の答案を、返却前に誤ってシュレッダーにかけてしまった。

●氏名や成績が記載されたクラス分け資料を教室に放置してしまい、生徒がその情報をSNSに投稿してしまいました。

●異動の際に、前任校の生徒住所録データを管理職に無断で持ち出し、校務と関係のないダイレクトメールを生徒自宅に郵送した。

#### 《個人情報取扱のポイント》

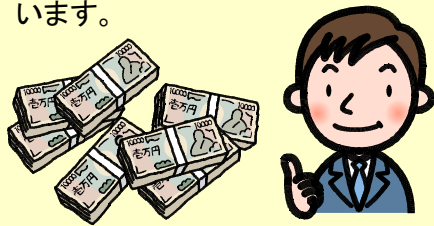
- 1 児童生徒の個人情報は、原則として校外へ持ち出さない。  
(やむを得ず、個人情報を持ち出すときは、必ず管理職の許可を得て、持ち出し簿等に記載する。)
- 2 児童生徒の個人情報は、保護者との信頼関係の上に預かっているものだという自覚と責任をもつ。  
(個人情報を放置して、第三者がのぞき見したり、紛失したりすることのないよう、常に細心の注意を払う。個人情報を含む電子ファイルは、パスワードを設定する等セキュリティ設定を施す。)
- 3 保管している個人情報は、目的を果たした時点で速やかに消去・廃棄する。  
(保存すべき情報は、誤って廃棄されないように、廃棄すべき情報から明確に分別する。)



### 2 私費会計取扱いに係る留意点について

学校で管理している私費会計については、日頃から厳正かつ適正な執行を心掛け、保護者及び県民に対して十分に説明責任を果たさなければなりません。

※私費会計とは、児童・生徒が使用する教材の購入等に係る保護者からの納入金に係る会計のことをいいます。



#### 【主な注意点】

- ・生徒、保護者から集金する際は、用途、金額、集金方法等を記載した書面をもって、事前に通知する。
- ・入金時には、決議書を作成し、会計責任者（校長）の決裁を受ける。
- ・支払は、原則口座振込を利用する。支払が確認できる書類（領収書、振込書等）を証拠書類として保管する。
- ・現金は、教職員が個人で保有せず、金融機関へ入金するか、やむを得ず一時的に現金を保有する場合は金庫で保管する。
- ・会計期間終了時には、決算書を作成し会計監査を受け、保護者あてに会計報告する。
- ・卒業者、転・退学者等の清算は速やかに行う。

個人情報は児童・生徒のもの

平成30年2月  
千葉県教育委員会

公金の適正管理